

# 金銭債務の不履行と不可抗力の抗弁

萩野奈緒

## (目次)

- I はじめに
- II フランスにおける議論の状況
  - 1 緒論
  - 2 二〇一四年判決の意義
    - (1) 二〇一四年判決の概要
    - (2) 従来判例
    - (3) 二〇一四年判決の射程
  - 3 学説の状況
    - (1) 債務からの解放の可否
    - (2) 履行遅滞責任からの免責の可否

Ⅲ わが国の議論の特徴  
(3) 小括

1 緒論

2 旧民法財産編三九二条をめぐる議論

(1) 旧民法財産編三九二条の成立

(2) 旧民法財産編三九二条に対する評価

3 現行民法四一九条三項をめぐる議論

(1) 現行民法四一九条の成立

(2) 学説の状況

(3) 判例の状況

(4) 小括

Ⅳ むすびに代えて

Ⅰ はじめに

民法四一九条三項は、金銭債務の不履行による損害賠償について、「債務者は、不可抗力をもつて抗弁とすることができない」と規定している。平成二七年三月三十一日に国会に提出された「民法の一部を改正する法律案」は同項の改正を予定しておらず、今後も金銭債務の不履行による損害賠償については不可抗力を理由とする免責は否定されることになる。

もっとも、金銭債務のみについて絶対的無過失責任を認めることに対しては批判もあり、民法（債権法）改正検討委

員会による「債権法改正の基本方針」は、四一九条三項の削除を提案していた。<sup>①</sup>また、法制審議会民法（債権関係）部会における審議の過程でも、金銭債務の不履行による損害賠償についても債務不履行の一般原則による免責を認めるとの案も示されており、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」では、「民法第四一九条第三項を削除するものとする」ことが提案されていた（第一〇の九（二））。<sup>②</sup>

本稿は、このような状況をふまえ、金銭債務の不履行と不可抗力の抗弁との関係について、将来の議論への出発点を確認しようとするものである。その前提として、この問題に関するフランスの議論の状況を概観し、わが国の議論をこれと比較しておきたい。フランスの議論を参照する理由は次のとおりである。すなわち、四一九条三項は「比較法的にも異例」だとされ、フランス民法典にもこれに相当する規定は存在しない。しかしながら、フランスでは、近時、破毀院商事部二〇一四年九月一六日判決が「不履行となった契約上の金銭債務の債務者は、不可抗力の事象を援用することによって当該債務を免れることができない」との一般的判示を行ったことを受けて、金銭債務の不履行と不可抗力の抗弁との関係に関する議論が起きつつあるようにみえる。そうであるとすれば、わが国における議論をフランスにおける議論と対比して整理しておくことには一定の意義があるように思われるのである。

## II フランスにおける議論の状況

### 1 緒論

フランス民法典のなかで金銭債務の不履行に関する特則を定めるのは、二〇一六年改正前は二一五三条<sup>④</sup>、改正後は二二二一―二二六条<sup>⑥</sup>であるが、金銭債務の不履行について不可抗力をもって抗弁とすることができない旨の規定は置かれてい

ない。また、旧一四八条は債務不履行による損害賠償の免責事由について、新二二八条および新三五一一条は不可抗力の効果について規定しているが、いずれも、不履行債務が金銭債務であるか否かによる区別を設けていない<sup>(7)</sup>。さらに、一九世紀の主な基本書の不可抗力に関する記述をみても、金銭債務の不履行について不可抗力の抗弁を否定するものはみられない<sup>(8)</sup>。反対に、少し時代は下るが、アンブロワーズ・コラン (Ambroise COLIN) とアンリ・カピタン (Henri CAPITANT) の共著による基本書には、旧一五三条は、損害の立証を不要とすることを除けば、損害賠償の要件に関する一般法の例外を定めておらず、「金銭債務の債務者は、履行し得ない状況にあったことが偶発事ないし不可抗力によることを証明できれば、損害賠償を命じられない」との記載がある<sup>(9)</sup>。以上からすれば、フランスにおいて従来から、金銭債務の不履行について不可抗力の抗弁が一般的に否定されてきたとはいえない。

もつとも、この問題について学説上大きな議論があったというわけではなさそうであり、判例をみても、金銭債務の不履行があった場合に不可抗力の要件 (予見不能性、抵抗不能性、外部性<sup>(10)</sup>) を充足することは事実上困難であるからか、金銭債務の不履行について不可抗力免責の可否が問題となった事案は少ないようである。

## 2 二〇一四年判決の意義

既に述べたとおり、破毀院商事部二〇一四年九月一六日判決 (以下、「二〇一四年判決」という。) は、金銭債務について不可抗力を援用して債務を免れることはできない旨の一般的判示を行った。破毀院が金銭債務の不履行と不可抗力の抗弁との関係について一般的判示をしたのは初めてのことであると思われ、同判決には重要な意義がある。そこで、以下では、二〇一四年判決の概要を紹介したうえで、従来の判例と比較検討することによって、その射程を見極めたい。

## (1) 二〇一四年判決の概要

二〇一四年判決は、次のような事案に関するものである。A会社の経営者であるYは、AのX銀行に対する借入金債務について連帯保証していた。ところがAが裁判上の清算手続に付されたため、XはYに対し、残債務および利息の支払いを請求した。これに対してYは、自身の重大な疾病により長期間稼働できなかったと主張し、不可抗力を援用した。原判決（ニーム控訴院二〇一二年三月二二日判決）は、「民法典〔旧〕一二四八条は、不可抗力事由の到来によって履行を妨げられた債務の債務者を当該債務の履行から免れさせるものではなく、ただ当該契約上の不履行を理由とする損害賠償の支払いから免れさせるだけである」として、Xの請求を認容した。Yは、不可抗力が契約上の債務の履行の障害となった場合には、債務者はその履行を免れると主張して、破毀申立てをした。

破毀院は、「履行されていない契約上の金銭債務の債務者は、不可抗力の事象を援用することによって当該債務を免れることができない」とし、原判決の理由付けは否定したものの、結論としてはYの破毀申立てを棄却した。

## (2) 従来判例

破毀院が金銭債務の不履行について不可抗力の抗弁が認められるか否かについて判断することは多くはないが、これが争点となった破毀院判決がこれまで全く存在しなかったわけではない。以下では、そのなかから代表的なものをいくつか取り上げて紹介する。

### (a) 破毀院第三民事部一九七二年四月一九日判決

破毀院第三民事部一九七二年四月一九日判決<sup>15)</sup>（以下、「一九七二年判決」という。）は、建築組合 (société de

construction)の組合員らが、債務を履行しなかったことを理由にその持分に相当する建物部分からの強制退去を求められたところ、当該不履行は失業によるものであり不可抗力に該当すると主張してこれを争ったという事案に関するものである。

事案はやや複雑であるが、概要次のとおりである。Y夫婦は、一九六〇年から建築組合Xの組合員であり、その資格により本件マンションを占有していた。ところが、Yらは、一九六六年七月以降、持分にかかる払込みの請求 (appel de fonds) に応じなかった。そこで、Xの総会は、一九六八年四月五日、Yらを本件マンションから強制退去させる旨の決定をした。Yらは、不払いはY(夫)の失業によるものであり不可抗力に該当する等と主張してこれを争ったが、原判決(パリ控訴院一九七〇年一月七日判決)は、この主張を容れなかった。Yが破毀申立て。

破毀院は、原判決は「Yらによって援用された失業状態が、その債務の履行を妨げる性質の事象でなかったかを審理しなかった」点で違法だと判示し、原判決を破毀した。

なお、その後、移送を受けたオルレアン控訴院は、一九七三年一〇月二五日に、債務者が失業を理由に免責されるためには、この事象がその到来についても継続についても自身に帰責されるものでないこと、それが債務者の債務の履行を完全に不能にしたこと、およびそれが契約締結時に予見不能であったことを証明しなければならないが、Yらはこのような性質を示す証拠を提出しない等と判示して、Xの請求を認めた第一審判決を支持した<sup>16)</sup>。これに対し、Yらは再度破毀申立てをしたが、破毀院第三民事部一九七五年四月一〇日判決<sup>17)</sup>はこれを棄却した。

(b) 破毀院第一民事部一九九八年二月一日判決

破毀院第一民事部一九九八年二月一日判決<sup>18)</sup>(以下、「一九九八年判決」という。)は、疾病により専門学校の講座を受

講できなくなった学生が、不可抗力を主張して、受講料の支払いを拒んだという事案に関するものである。

事案の詳細は次のとおりである。Yは、一九九二年にX学校との間で、二年間の調髪の職業適性証書(CAP)取得準備のための受講契約を締結した。ところが、Yは、健康上の理由から、予定されていた講座を受講できなくなったため、受講料の支払いを停止した。Xは未払金の支払いを求めて提訴した。原判決(パリ控訴院一九九五年二月一四日判決)は、Xの請求を棄却した。Xは、Yの疾病はXに外部のものではなく、受講料の支払いを妨げるものでもないから不可抗力を構成しない等と主張して、破毀申立てをした。

破毀院は、XがYにより提供される講座を受講できなくなった理由はその疾病にあることを指摘し、原判決がその疾病がXの外部にないとしても抵抗不能であって不可抗力の事象を構成するとしたことは正当だとして、Yの破毀申立てを棄却した。

(c) 破毀院第三民事部二〇一〇年二月一七日判決

破毀院第三民事部二〇一〇年二月一七日判決<sup>19)</sup>(以下、「二〇一〇年判決」という。)は、賃貸人が商事賃貸借契約における賃料債務の履行遅滞を理由に解除条項を援用して賃借人に目的建物の明渡しを求めたところ、Yが不可抗力を主張した事案に関するものである。

事案はやや複雑であるが、概要次のとおりである。賃貸人Xと賃借人Yとの間の商事賃貸借契約には賃料の不払いを理由とする解除条項があり、Yは賃料の支払いを遅滞していたところ、パリ大審裁判所のレフェレ裁判官は、二〇〇六年三月六日のオルドナンスによって、Yに未払い賃料の支払いを命じるとともに、商法典L.一四五―四一条に基づいて解除条項の効果を停止した。その際、Yは未払い賃料を一八回に分けて毎月一日までに支払うこと、および、一度で

も支払いが滞った場合には解除条項の効果が生じることが定められていた。ところが、Yが二〇〇七年九月分の支払いを遅延したため、Xは明渡命令 (commandement de quitter les lieux) および強制退去準備調書 (procès-verbal de tentative d'expulsion) を得た。Yが支払いを遅滞した理由は、前月二五日になされる予定だった振込みが、銀行のシステム障害のために実行されなかったことであつた。すなわち、Xは二〇〇六年四月二五日から二〇〇七年八月二五日まで毎月二五日に振込みがなされるよう指示していたところ、二〇〇七年八月二五日に実施されるはずだった振込みが銀行のシステム障害によって同年九月四日まで実施されなかった。原判決(パリ控訴院二〇〇八年九月四日判決)は、当該事象は不可抗力を構成するとして、上記明渡命令および強制退去準備調書を取り消した。Xは、ある事象が不可抗力を構成するためにはそれが抵抗不能で予見不能で外部のものでなければならぬが、本件における銀行のシステム障害はこれらの要件を充たさない等と主張して、破毀申立てをした。

破毀院は、銀行のシステム障害がYが期限までに支払いをしなかったことの唯一の原因であることを指摘したうえで、①Xは遅くとも毎月一日にはXの口座に着金するよう十分な余裕をもって前月二五日に振込みがなされるよう指示しており、一七か月間は何の問題もなく振込みがなされていたのであつて、当該事象は予見不能であつたこと、②システム障害が夏季休業期間中かつ週末に生じたために支払期限内に他の手段によって支払うことができず、当該事象はYにとって抵抗不能であつたこと、③システム障害はYの外部の銀行の情報システム内で生じたものであること等を指摘して、原判決の判断を支持し、Xの破毀申立てを棄却した。

### (3) 二〇一四年判決の射程

以上の諸判決は、いずれも金銭債務の不履行について不可抗力の抗弁を肯定する余地を認める点で、二〇一四年判決



と矛盾するようにもみえる。しかしながら、以下にみるとおり、以上の諸判決と二〇一四年判決とは事案を異にするといふべきである。

(a) 不可抗力免責の対象

まず、二〇一四年判決と、一九七二年判決および二〇一〇年判決とを比べてみよう。一九七二年判決および二〇一〇年判決は、いずれも金銭債務の履行遅滞を理由とする強制退去ないし契約解除の可否が問題となった事案に関するものであつて、債務者が金銭債務そのものを免れることの可否が問題となつた二〇一四年判決とは事案を異にする。すなわち、一九七二年判決や二〇一〇年判決の事案において不可抗力の抗弁を認めたとしても、債務者は金銭債務そのものから解放されるわけではなく、金銭債務の履行遅滞の効果を免れるにすぎない。

そして、金銭債務の債務者は不可抗力を理由にその債務から解放され得ないと考えることは、同人が不可抗力を理由に履行遅滞責任を免れ得ないと考えることを必ずしも帰結しない。そうであるとすれば、二〇一四年判決の射程は、金銭債務の履行遅滞の効果が発生するかどうかの問題となる事案には及ばないといふべきである。換言すれば、二〇一四年判決を前提としても、金銭債務の履行遅滞責任については、不可抗力による免責の余地が残されている。

(b) 一九九八年判決の特殊性

これに対し、一九九八年判決は、二〇一四年判決同様、金銭債務の債務者がその債務を免れるか否かが争点となつた事案に関するものである。もつとも、一九九八年判決の事案では、債務者は、疾病によつて受講料を支払うことができなくなつたと主張していたのではなく、疾病により講座の受講が不可能となつたことを理由にその対価である受講料を

支払わないと主張していたと考えるべきであろう。すなわち、債務者は、金銭債務の履行が不可抗力によって妨げられたと主張しているのではなく、反対給付の受領が不可抗力によって妨げられたことによって金銭債務も消滅したと主張していた。<sup>(21)</sup> そうだとすれば、一九九八年判決と二〇一四年判決とは事案が異なるというべきであろう。

そもそも、双務契約において一方の債務が不可抗力により履行不能となった場合には、契約そのものが消滅する結果、他方の債務も消滅すると考えられている。<sup>(22)</sup> したがって、金銭債務の債務者は、反対給付が不可抗力により履行不能となった場合には、所有者危険主義が妥当する場合でない限り、自身の債務を免れることになる。これに対し、一九九八年判決の事案では、反対給付の債務者（金銭債務の債権者）が自身の債務が不可抗力により履行不能になったと主張しているのではなく、反対給付の債権者（金銭債務の債務者）が不可抗力により給付の受領が不能になったと主張している点で特殊である。これは、換言すれば、自身の権利を行使し得ない債権者が不可抗力を援用することでその債権と対価関係にある債務を免れることができるかという問題である。

この問題については、議論の蓄積があるとは言いがたい状況にあるが、近年、シリル・グリマルディ (Cyril GRIMALDI) による論考が現れている。<sup>(24)</sup> グリマルディは、次のような理由から、自身の権利を行使し得ない債権者が不可抗力を援用して契約の消滅を主張することを認めている。すなわち、債務者が不可抗力を援用して債務を免れることができることは、「何人も不能に拘束されることなし」との法諺のほか、衡平の観念によって基礎づけられるが、自身の権利を行使し得ない債権者がその債務を履行しなければならぬとするのは衡平に反するところ、少なくとも後者の理由は、債権者による不可抗力の援用をも基礎づける。また、債権者が権利を行使し得ないことは必然的に債務者がその債務を履行し得ないことを意味するのであるから、前者の理由もまた債権者による不可抗力の援用を基礎づけるということができ<sup>(25)</sup>る。このような主張に対しては、債務者のみに危険を負担させるのは酷だと批判があり得るが、そもそ

も双務契約における一方債務の消滅が他方債務の消滅をもたらすことを債務者のみが危険を負担していると評価すること自体が誤りである。<sup>(26)</sup> というのも、契約が消滅すれば債権者は自身の債務を免れ債務者はこれに対応する債権を失うのではあるが、債権者もまたその債権を失い債務者はこれに対応する債務を免れているのであって、債権者は債務者に対して等価物による履行を求めることもできない。そうであるとすれば、この場合には債権者もまた一定の危険を負担しているというべきである。<sup>(27)</sup> なお、グリマルディは、一九九八年判決を引用して、債権者による不可抗力の援用は実定法上も認められていると指摘している。<sup>(28)</sup>

### (c) 小括

二〇一四年判決の「履行されていない契約上の金銭債務の債務者は、不可抗力事由を援用することによって当該債務を免れることができない」との一般的判示は、一見すると、金銭債務の不履行について不可抗力の抗弁を一切否定するものであるようにもみえる。しかしながら、同判決は、子細に見れば、金銭債務の債務者が不可抗力を援用してその債務から解放されることは可能かという問題についてこれを否定したものにすぎず、金銭債務の債務者が不可抗力を援用して履行遅滞責任を免れることはできるかという問題や、反対債務の受領が不可抗力により妨げられたことを理由に金銭債務を免れることができるかという問題については、その射程外だというべきだろう。そうであるとすれば、二〇一四年判決のインパクトは、一見したほどには大きいものではない。

## 3 学説の状況

既に見たとおり、金銭債務の不履行について不可抗力の抗弁が認められるかが争点となった事案を分析すると、債務

からの解放の可否、履行遅滞責任からの免責の可否、および、反対債務の受領が不可抗力により妨げられた場合の処理という三つの問題が存在することがわかる。このうち最後の問題は、双務契約一般について生じ得る問題であり、金銭債務に特殊なものではない。そこで、以下では、他の二つの問題に限って、不可抗力の抗弁が否定されるべき理由として、学説がどのような主張をしているのかをみていくことにしよう。

### (1) 債務からの解放の可否

二〇一四年判決が、金銭債務について、不可抗力を理由とする債務からの解放を否定した理由はどこにあるのか。判決文には何ら手がかりはないが、評釈をみると、いくつかの可能性が示されている。具体的には、「種類物は滅失せず (*Genera non perunt*)」との法諺のほか、資産に対する一般担保権 (*droit de gage général*) という観点が挙げられている。以下、具体的にみてみよう。

#### (a) 種類物は滅失せず

「種類物は滅失せず」との法諺は、多くの論者によって、不可抗力を理由とする金銭債務からの解放を否定する論拠として挙げられており、アンリ・ロラン (*Henri ROLAND*) とロラン・ボワイエ (*Laurent BOYER*) の共著による『フランスの法諺』の該当箇所でも、「金銭の支払いを目的とする債務はすべて、絶対的な性質を有する結果債務である。この場合には、何も、不可抗力の事象ですらも、債務者を免責しない (資金を預けていた銀行の倒産や、稼働を妨げる疾病は、債務者を解放しない)」とされている。<sup>(30)</sup> より精確に言えば、通常の種類物については当該種類物がすべて滅失したり取引が禁止したりして例外的に不能となる余地があるが、「究極の種類物である金銭は、誰にも欠けることはな

いとみなされており、金銭に代わり得る信用は万人が自由に利用できるとみなされている」から、不能になり得ないというのである。<sup>31)</sup>

もつとも、このような説明に対しては不十分であるとの批判がなされている。例えば、政治的な理由から一定の契約について履行が禁止された場合のほか、銀行が特定の日に顧客に対して競売に参加するための資金を払い込む義務を負っていたのにこれに違反したという場合を考えると、仮に遅れて払込みをしたとしても顧客は満足を得られず契約利益は実現できないのであるから、銀行の債務は終局的に不能になるとされる。<sup>32)</sup> また、保証人の債務の範囲が収入の範囲に限定されるような場合についても、仮に当該保証人が収入を失った場合には、たとえ他に財産を有していたとしても、その債務は履行不能になるとの指摘もある。<sup>33)</sup>

そうであるとすれば、「種類物は滅失せず」との法諺は、あらゆる場合に金銭債務について不可抗力による解放を否定する論拠とはなり得ないように思われる。もつとも、金銭債務が履行不能となることは極めて稀であり、とりわけ契約の解消を導くような不可抗力事由が認められることはほとんどないとはいえよう。しかし、このことは、不可抗力の要件が充足されることは極めて稀だということを意味するにすぎず、だからといって不可抗力の抗弁が一般的に否定されるわけではない。<sup>35)</sup>

(b) 資産に対する一般担保権

次に挙げられるのは、資産に対する一般担保権という観点である。この観点は、ジェローム・フランソワ (Jerome FRANÇOIS) が、二〇一四年判決に対する評釈のなかで、破産院第一民事部一九六九年四月二三日判決<sup>36)</sup> (以下、「一九六九年判決」という。)を参照しつつ指摘しているものである。<sup>37)</sup>

そこで、まずは一九六九年判決の判示内容を確認しておこう。事案は次のとおりである。Yは、一九五八年一月一日、金融機関Xとの間で、アルジェリアで事業を営むA会社の債務について連帯保証契約を締結した。Aの事業は、アルジェリアの一九六三年三月一日のデクレの適用により「無主物 (bien vacant)」と宣告され国有化されて、執行の対象から除外された。XがYに対して保証債務の履行を請求したところ、Yは、保証人は主債務者の抗弁を援用できるから上記デクレにより免責される、また、AおよびYはエビアン協定に反してその財を不当に奪われたのであるから不可抗力が認められると主張して、これを争った。これに対して、破産院は、上記デクレはフランスの公序に反するから、「無主物」の所有者の負債は消滅せず同人がとりわけフランスで所有する他の財への執行は禁じられないとした原審の判断を支持したうえで、金銭については「これを支払うことの不能は、絶対的でも終局的でもない」として、Yの主張を退けた。

フランソワは、一九六九年判決について、同日に出された他の判決が、アルジェリアの前記デクレについて、「フランスの公序に反する外国法の適用により債務者が債権者に対する債務から解放されるとし、民法典(旧)二〇九二条に定める原則を斥ける」ことは同法典五四五条<sup>39)</sup>に違反すると判示していることとあわせて考えると、資産に対する一般担保権という観点からその結論を正当化できるといふ。すなわち、金銭債務の債権者は、債務者の現在および将来の財産の総体である資産 (patrimoine) 全体を引当てにしているのであるから、責任財産が限定されているのでない限り、債務者が積極財産の不足を理由として金銭債務からの解放を主張することは許されない。換言すれば、金銭債務については、資産そのものが偶発的になくなるのでない限り終局的な履行不能に陥ることは考えられないが、資産がなくなるといふ事態は観念できない。<sup>42)</sup>

もつとも、このような理由は、フランソワ自身も指摘するとおり、金銭債務からの解放一般を否定するものではなく、

積極財産の不足を理由とする解放を否定するものとどまる。<sup>(43)</sup>

## (2) 履行遅滞責任からの免責の可否

一九七二年判決および二〇一〇年判決は、いずれも金銭債務の履行遅滞を理由とする（損害賠償責任以外の）効果が不可抗力の抗弁によって排斥されるかが問題となった事案に関するものである。両判決は、いずれも、不可抗力の抗弁が機能する余地を認めたものであるが、とりわけ一九七二年判決に対しては批判も多い。そこでまずは、一九七二年判決に対する批判がどのようなものであったかを紹介することにしよう。具体的には、いわゆる経済的不可抗力 (*force majeure financiere*) は否定されるべきだと主張を取り上げたい。

ところで、債務の履行遅滞の主たる効果は損害賠償責任の発生だというべきであろう。そして、後述するとおり、金銭債務の履行遅滞による損害賠償は原則として遅延利息に限られるから、債務者が不可抗力を援用することによって遅延利息の支払いを免れるかどうかの問題となり得る。ところが、管見の限り、これが直接の争点となった判決は見当たらなかった。<sup>(44)</sup>そこで、この問題に関しては、金銭債務の履行遅滞による損害賠償責任を遅延利息の支払いに限る準則の正当化根拠に関する主張のうち、履行遅滞による損害賠償責任と不可抗力との関係を考察するにあたって参考になりそうなものを紹介するにとどめたい。具体的には、原因なき利得 (*enrichissement sans cause*) の観点からの正当化を試みる見解を取り上げる。

### (a) 経済的不可抗力の否定

一九七二年判決の事案において不可抗力として援用されたのは、債務者の失業による収入の喪失であった。そのため、



同判決が不可抗力免責の余地を認めたことに対しては激しい批判が展開され、同判決は「ネスミの社会主義 (socialisme de souris)」をもたらすものだ」と揶揄されることになった。<sup>(46)</sup>

例えば、ジオルジュ・デュリー (Georges DURRY) は、一九七二年判決について、まず、労働市場が急速に悪化した場合に失業が予見不能だと考えることや、労働者が全く何の仕事も見つけない場合に失業が抵抗不能だと考えることができるとしても、債務者が免責されるためには、同人がその債務を履行する他の手段を一切有しなかったといえるのでなければならぬと指摘する。債務者が負う債務の内容は、給与収入による支払いに限られないというのである。そして、債務者が経済的苦境に陥ったとしても、その結果を債権者に負担させるべきではないと主張する。というのも、契約の分野においては、約束は守られなければならない、不可抗力について厳格な観念を採用しなければ、債権者の極めて正統な予見が害されるからである。<sup>(46)</sup> さらに、デュリーは、一九七二年判決の事案につき再度の破毀申立てを受けた破毀院第三民事部が債務者は失業が不可抗力にあたることを証明していないと判示したことについて、失業状態を理由とする免責の余地を認めるものだと、これを批判している。<sup>(47)</sup> デュリーによれば、失業が不可抗力を構成することは理論的にはあり得るとの立場を採用すべきではなく、<sup>(48)</sup> 債務者の失業が不可抗力を構成することはそもそもないと考えべきである。というのも、失業が金銭債務の債務者を一時的に免責し得ると考えることは、債権者の利益を不当に害するからである。失業した債務者の保護は、失業補償給付等によって図るべきなのであって、これを債権者に負担させるべきではない。<sup>(49)</sup>

経済的不可抗力を否定する見解は、債権者は債務者が事実上支払不能になるリスクは被らざるを得ないが、支払不能の法的なリスクを債権者に負担させることはできないと主張するものだといえる。もつとも、このような主張に対しては、不可抗力の効果を認めることは、債務者の支払不能のリスクを債権者に負担させることを必ずしも意味するもので



はないとの批判がなされている。<sup>(50)</sup> 例えば、国家が金銭の流通を禁止した場合に不可抗力免責を認めない理由はなく、ヨーロッパ原則や共通参照草案のように、金銭債務についても不可抗力免責を認めつつ、債務者の支払不能は不可抗力に該当しないとすれば足りるというのである。<sup>(51)</sup> 確かに、経済的不可抗力を否定すべきだとする見解の論拠は、債務者の積極財産が不足した原因を不可抗力として援用する場合にしか妥当せず、金銭債務の不履行について不可抗力免責を一切否定する論拠とはなり得ないように思われる。

(b) 遅延利息賠償の正当化根拠

金銭債務の履行遅滞による損害賠償は、原則として法定利息の支払いに限られる一方で、債権者は損失を証明することなくこの損害賠償を得ることができる。<sup>(52)</sup> このような準則については、金銭債務の不履行に起因する状況が多様であることから債権者の損害の評価が困難となることを回避するためであると説明されることが多いが、<sup>(53)</sup> 原因なき利得の返還<sup>(54)</sup> という観点から正当化する見解もみられ、注目される。レミイ・リブシャベール (Remy LIBCHABER) の見解である。<sup>(55)</sup> リブシャベールは、このような準則を全部賠償原則によって基礎づけることは困難であり、むしろ原因なき利得の返還によって正当化できるとする。リブシャベールによれば、金銭債務の履行遅滞がある場合には、*de in rem verso* 訴権の要件が充たされている。すなわち、債務者は履行しないことによって借入利息の支払いを免れているのであるから利得があり、これと相関して、債権者に金銭を利用できないという損失が生じている。これに原因がないことは、履行遅滞そのものではなく、付遅滞によって認められる。というのも、付遅滞によって、債権者による恩恵期間の付与といった債務者が金銭を保持できるあらゆる理由が否定されるからである。さらに、*de in rem verso* 訴権においては返還されるのは損失と利得のうち金額が少ない方に限られることから、通常は債権者に生じた損害よりも少ない法定利息の

支払いのみしか認められないことも説明可能である。

リップシャペールは、金銭債務の不履行について不可抗力の抗弁が認められるか否かについて論じているわけではないが、以上のような理解を前提とするならば、少なくとも遅延利息の支払いについては、不可抗力による免責は認められないことになりそうである。

### (3) 小括

以上のとおり、金銭債務の不履行と不可抗力の抗弁については、一方で、債務からの解放を否定する論拠として、「種類物は滅失せず」との法諺や資産に対する一般担保権という観点が示されており、他方で、履行遅滞責任からの免責を否定する論拠として、経済的不可抗力の否定という観点が示されている。もつとも、「種類物は滅失せず」との法諺は、金銭債務が履行不能になることは通常あり得ないということを帰結するのみで、不可抗力免責を一切否定する論拠とはなり得ないように思われる。また、資産に対する一般担保権という観点と経済的不可抗力の否定という観点は、いずれも債務者の積極財産の不足を理由とする免責を否定するものにすぎず、それ以外の事象を理由とする不可抗力の抗弁を否定する論拠とはなり得ないのではないか。

以上に対して、金銭債務の履行遅滞による損害賠償に関する準則を原因なき利得の返還という観点から正当化するのであれば、少なくとも遅延利息の支払いについては、不可抗力による免責が一般的に否定されることになるだろう。ただし、このように考えることは、金銭債務の不履行のその他の効果について不可抗力を援用することを妨げるものではない。

### III わが国の議論の特徴

#### 1 緒論

金銭債務の不履行による損害賠償について不可抗力免責を否定する現行民法四一九条三項は、二〇〇四年に行われた現代語化前の四一九条二項後段を独立させた規定である。すなわち、現代語化前の四一九条は、「金銭ヲ目的トスル債務ノ不履行ニ付テハ其損害賠償ノ額ハ法定利率ニ依リテ之ヲ定ム但約定利率法定利率ニ超ユルトキハ約定利率ニ依ル」(二項)、「前項ノ損害賠償ニ付テハ債権者ハ損害ノ証明ヲ為スコトヲ要セス又債務者ハ不可抗力ヲ以テ抗弁ト為スコトヲ得ス」(二項)と規定していた。そして、同条は、旧民法財産編三九一条および三九二条を合わせたうえで若干の修正を加えた規定であり、旧民法の時代から、金銭債務の不履行による損害賠償について不可抗力免責は否定されていた。すなわち、旧民法財産編三九二条は、「金銭ヲ目的トスル義務ノ遅延ノ損害賠償ニ付テハ裁判所ハ法律上ノ利息ノ割合ト異ナル額ニ之ヲ定ムルコトヲ得ス但法律ノ特例アル場合ハ此限ニ在ラス」(一項)、「当事者力損害賠償ノ数額ヲ定ムルトキハ合意上ノ利息ノ最上限以下タルコトヲ要ス」(二項)と規定する財産編三九一条に続けて、「債権者ハ右ノ損害賠償ヲ請求スル為メニ何等ノ損失ヲモ証スル責ニ任セス又債務者ハ其請求ヲ拒ム為メニ意外ノ事又ハ不可抗力ヲ申立ツルコトヲ得ス」と規定していた。

そこで、以下では、旧民法財産編三九二条が成立した経緯とこれに対する評価を確認したうえで、現行民法四一九条三項(現代語化前四一九条二項)についてのどのような議論がなされてきたのかを概観する。

## 2 旧民法財産編三九二条をめぐる議論

### (1) 旧民法財産編三九二条の成立

旧民法財産編三九二条は、「権利者怠等ノ損害賠償ヲ得シカ為メニ毫モ損失ヲ証明スルニ及ハス而シテ義務者ハ意外ノ変災又ハ抗拒スヘカラサル力ヲ証拠立ルモ受理セラレサルモノトス」とするプロジェ四一二条を<sup>(56)</sup>ほぼそのまま引き継いでいる。では、ポアソナードが金銭債務の不履行について不可抗力免責を否定する規定を設けたのはなぜなのだろうか。

プロジェに示された立法理由によれば、不可抗力の抗弁を否定することは厳格にすぎるとはいえない。すなわち、金銭債務の性質は量的であつて、物の滅失や調達不能による消滅ということは考えられないのであり、この点については、金銭債務と他の代替物債務とで異なるところはない。次に、商品引渡債務と金銭債務とが双方持参債務である場合に、不可抗力（洪水、戦争、疫病）によつて交通が遮断された場合を想定すると、商品引渡債務の債務者は履行遅滞による損害賠償を免れるが、金銭債務の債務者は遅延利息を支払わなければならない。これは、債務者が金銭の支払いを妨げられた期間中、当該金銭から利益を得ることができたからである。さらに、債務者が倒産または盗難に遭つたことを理由に支払いを拒絶することは認められない。<sup>(58)</sup>

このようにしてみると、旧民法財産編三九二条の立法理由は多層的なものであつたといふことができよう。すなわち、第一に、金銭が代替物であることから金銭債務は履行不能になり得ないとされ、債務者が金銭債務から解放され得ないことが示唆されている。<sup>(59)</sup> 第二に、履行遅滞による損害賠償に関しては、債務者は履行遅滞の期間中も当該金銭から利益を得ることができたとされ、債務者が遅延利息の支払いを免れ得ないことが示されている。そして、第三に、経済的不<sup>(60)</sup>可抗力が否定されている。

(2) 旧民法財産編三九二条に対する評価

旧民法財産編三九二条に対しては、どのような評価がなされていたのだろうか。旧民法の解説書である『民法正義』、『日本民法義解』および『民法釈義』の記述を確認しておこう。

まず、『民法正義』をみてみよう。同書は、財産編三九二条の立法理由を紹介したうえで、不可抗力の抗弁を一切認めないのは債務者に酷であるとして、これを批判している。すなわち、「余ハ総テノ場合ニ於テ債務者ヨリ賠償ノ請求ヲ拒ム為メ意外ノ事又ハ不可抗力ヲ申立ツルコトヲ得ストノ規定ハ甚タ過酷ナルノ感ヲ懷ケリ勿論例ヘハ商業上意外ノ失敗ヲ為シ為メニ請求ニ從ヒ直チニ義務ヲ履行スルコトヲ得ストノ如キ申立ヲ為スヲ得サルヘシト雖モ例ヘハ戰爭又ハ洪水ノ為メ債権者ノ住所ニ到ルコトヲ得サルカ如キ場合ニ於テハ賠償ヲ拒ム為メ其意外ノ事ヲ申立ツルコトヲ得ヘキモノ、如シ何トナレハ債務者ハ其洪水又ハ戰爭ノ止ムハ直チニ履行ヲ為サ、ルヲ得サルヲ以テ其遅延ノ時間弁済スヘキ金銭ハ之ヲ他ニ利用スルヲ得サルモノト做サ、ルヲ得サンハナリ」という<sup>(61)</sup>。

次に、『日本民法義解』はどうか。同書は、財産編三九二条について、「債権者ヲシテ其損害ノ大ナルコトヲ証セシメサル規定ノ裏面ニシテ之ト権衡ヲ保タシメンカ為メニノミ設ケタルニアラス亦他ニ一ノ理由ノ存スルアリ蓋シ金銭ハ不代替物ナルヲ以テ之ヲ目的トスル債務ハ目的物ノ消滅ニ因リ興ニ消滅スルコトナク且債務者ハ他ノ不代替物ニ於ケルト異ナリ金銭ノ弁済ヲ遅延スルニ随ヒ其間金銭ヲ利用シテ自カラ利益ヲ得ルモノナリ故ニ債務者不可抗力又ハ意外ノ事ヲ申立テ其賠償ノ責ヲ免レサルヤ当然ナリ」とする<sup>(62)</sup>。そして、戦争や洪水による遅滞の場合には免責を認めるべきだとの反対説を紹介したうえで、これに対して次のように反論する。すなわち、反対説がどのような根拠で債務者が戦争や洪水による遅滞の期間中金銭を利用し得なかつたと断言するのかが不明であるし、反対説は金銭の「定量物」という性質を忘れている。また、確かに債務者が偶々金銭を利用しないこともあるとしても、実際に利用し得たのか否かを断定す

ることは困難であり、その困難は、金銭債務の不履行について賠償額を一定のものにした理由と共通のものであるところ、「法律力不可抗力又ハ意外ノ事アルモ為メニ債務者ヲシテ金銭ヲ利用スルヲ得セシメストノ断乎タル推定ヲ下スモ決シテ非難ヲ容ルヘキモニアラス」。さらに、交通が遮断されて債務者が金銭を利用し得ないような場合には、債務者に遅延利息を負担させるために必要な付遅滞の方法を採ることもできないであろうから、実際には債務者は交通遮断が止むまでは賠償責任を負うことはない、と。<sup>(63)</sup>

最後に、『民法釈義』をみると、「金銭ハ代替物ノ最タルモノナルヲ以テ仮令非常ノ災難ニ罹リテ之ヲ喪ヒ一時湊合ノ方策ナキ場合ト雖モ之ヲ口実トシテ履行遅延ノ責ヲ免カルヘキニアラサルナリ尤モ次条ノ規定アルカ故ニ例ヘハ借金返還期日ニ当リ偶々大洪水ニ際会シ為メニ数日ヲ懈怠シタル片ノ如キハ特別ノ場合ヲ除クノ外其遅延時間ノ利息ヲ負担スルヲ須井サルモノトス」とされている。<sup>(64)</sup>

以上の記述を旧民法財産編三九二条の立法理由と比較すると、金銭が代替物であることや、債務者は履行遅滞中も金銭を利用可能であることといった立法理由に合致する指摘がなされる一方で、債務者について不可抗力免責が認められないことと債権者の損害賠償債権が遅延利息に制限されていることが表裏の準則として理解されている点に特徴がある。また、経済的不可抗力による免責を認めないことについては異論がないものの、洪水や戦争による交通の遮断といったそれ以外の事象については不可抗力免責が認められるべきなのではないかが議論になっていることも興味深い。

### 3 現行民法四一九条三項をめぐる議論

#### (1) 現行民法四一九条の成立

現行民法四一九条は、法典調査会原案四一五条をほぼそのまま採用したものである。法典調査会では、同条が旧民法

財産編三九一条および三九二条を合わせて修正を加えたものであることが説明されているが、二項に関しては「三百九十二条ノ実質ヲ少シモ変ヘマセヌデアリマス」という以上の説明はなく、その後の議事をみても二項の内容に関する議論はない。<sup>(65)</sup>

現行民法の成立後すぐに公表された解説書を見ると、金銭債務は履行不能にならず、また、債務者は履行遅滞中も金銭から利益を得ることができるといふ旧民法財産編三九二条の立法理由と同様の説明がなされている。例えば、梅謙次郎博士は、「金銭ハ恰モ相当ノ利息ヲ払ヘハ之ヲ得ルコト容易ナルヲ常トスルカ故ニ債務者ハ不可抗力ニ因リテ履行ヲ怠リタリト主張スルコトヲ得ス」としている。<sup>(66)</sup> また、岡松参太郎博士は、「債務者ヲシテ不当ニ利益ヲ得セシメサルノ趣旨ニ出タルモノニ外ナラス」としている。すなわち、「金銭ハ通常之ヲ運転シテ利息ヲ生スルコトヲ得ヘキモノナルカ故ニ債務者カ仮令不可抗力ニ依リ金銭ノ支払ヲ遅延シタル場合ニ於テモ債務者ハ尚其金銭ノ運転ニ依リテ利益ヲ収メタルモノト推測スルコト至当ナル」というのである。<sup>(67)</sup> さらに、松波仁一郎博士、仁保亀松博士および仁井田益太郎博士は、「債務者ヲシテ不当ニ利益ヲ得セシメサルノ主意ヲ明ニシタルモノニ外ナラス」との評価をしている。<sup>(68)</sup>

## (2) 学説の状況

### (a) 初期の学説

初期の学説の多くは、金銭債務の不履行による損害賠償について不可抗力免責が否定されることに対して特段の疑問を呈していない。<sup>(69)</sup> その理由をみると、債権者の損害賠償債権の制限と表裏であることや、債務者が金銭から利益を得ることができていることを挙げるものが多い。<sup>(70)</sup> 例えば、横田秀雄博士は、「金銭債務ノ不履行ニ関シテハ實際ノ便宜上債権者ハ如何ナル場合ニ於テモ法定利率又ハ約定利率ニ相当スル金額ノ外ハ債務者ニ対シテ賠償ヲ請求スル能ハサルモノトシ



一面ニ於テ債権者ノ権利ヲ制限シタルヲ以テ他ノ一面ニ於テ債務者ハ如何ナル場合ニ於テモ此金額ニ相当スル賠償ヲ為スノ義務アリトシ以テ債権者ト債務者トノ間ニ権衡ヲ維持シタルモノナリ」とする。<sup>(71)</sup> また、中島玉吉博士は「金銭ハ利用ノ途広く不可抗力ニヨリ遅滞ニ在ル間ト雖モ債務者ハ容易ニ之ヲ利用シテ相当ノ利益ヲ収メ得ルモノト看做シタルカ為メナリ」と、石坂音四郎博士は「金銭ハ常ニ法定利率ニ相当スル利益ヲ生スルモノト看做ス」としている。<sup>(72)</sup> そのほか、勝本正晃博士は、金銭債務の場合には「債務者が現に所有せる金額を限度とするものでもなく、将来債務者が全資力を尽して其弁済に当ることを前提としている」ことを挙げる。<sup>(73)</sup>

これに対し、石田文次郎博士は、金銭債務の不履行についても不可抗力免責を認める点で異色である。石田博士によれば、「〔現代語化前〕民法第四一九条第二項に於て『債務者ハ不可抗力ヲ以テ抗弁ト為スコトヲ得ス』と規定したのは、目的物に關シ不可抗力による履行不能が生じないことを意味する」。そして、「目的物以外の点につき不可抗力により履行遅延の生じた時（例へば、洪水・地震等のため履行を為すことが不可能であつた場合）には、債務者は不可抗力を以て抗弁と為すことが出来ると解してよい」。<sup>(74)</sup> このような主張は、そこで挙げられている事例も含め、『民法正義』における批判と共通するものだといえよう。

以上からすると、初期の学説は、概ね旧民法典財産編三九二条をめぐる議論と同様の議論を展開していたといえよう。すなわち、債権者の損害賠償債権の制限と表裏であることや債務者が金銭から利益を得ることができることが金銭債務の不履行について不可抗力免責を否定する論拠として挙げられる一方で、洪水等による履行遅滞の場合には不可抗力免責が認められるべきだとの批判も存在していた。



(b) その後の学説

その後の学説をみると、金銭債務の不履行と不可抗力免責に関する議論は低調であり、少なくとも金銭債務の履行遅滞による損害賠償について不可抗力免責が否定されることは当然視されているようにみえる。<sup>(76)</sup> その理由としては、金銭は相当の利息を払えば容易に入手し得るから金銭債務は履行不能にならないことのほか、<sup>(77)</sup> 債務者が金銭から利益を得ることができることが挙げられることもある。<sup>(78)</sup> また、債権者の損害賠償債権が制限されていることとのバランスに言及するものや、<sup>(80)</sup> 債権者が利息超過損害の賠償を請求し得る場合には債務者は不可抗力の抗弁を肯定するものもある。<sup>(81)</sup>

(c) 法制審議会における議論

金銭債務の不履行について不可抗力免責を認めるかどうかとの点について、法制審議会民法（債権関係）部会における議論をみると、次の二点が注目される。<sup>(82)</sup>

第一に、利息超過損害の賠償を認めるか否かと連動した議論がなされていた。すなわち、遅延利息の賠償、とりわけ法定利率による遅延利息の支払いについては不可抗力免責に否定的な発言がなされていたのに対し、<sup>(83)</sup> 利息超過損害については不可抗力免責を肯定する意見が多かった。<sup>(84)</sup> このような議論の仕方は、従来議論と整合的なものだといえよう。すなわち、学説が金銭債務の不履行による損害賠償について不可抗力の抗弁が否定されていることと債権者の損害賠償債権が遅延利息に制限されていることを表裏の準則として理解してきたことからすれば、遅延利息以外の損害賠償については不可抗力免責を認める余地が多分にある。また、学説が、債務者が金銭から利益を得ることができたことをもって不可抗力の抗弁を否定する論拠の一つとしてきたことからしても、遅延利息の支払いについてのみ不可抗力免責を認めないとの主張がなされることは自然なことであろう。なお、このような発想は、四一九条には不当利得調整的な機能

があるとの指摘につながるものである。<sup>(85)</sup>

第二に、不履行の原因について、金銭を取得できない場合と、履行方法が途絶されてしまった場合とを区別して論じる方向性が示されている。<sup>(86)</sup> このような方向性も、従来の議論の流れに沿うものだといえよう。すなわち、従来から経済的不可抗力を認めるべきだとの主張は見当たらず、金銭債務の不履行についても不可抗力の抗弁を肯定するべきだと主張する学説が想定していた場面は、洪水等によって交通が遮断されるといった履行方法が途絶された場面のみである。なお、このような場合であっても、債務者が金銭債務そのものを免れるわけではない。<sup>(87)</sup>

### (3) 判例の状況

判例をみると、金銭債務の履行遅滞による損害賠償については、大判昭和一七年一月二三日民集二二巻九九五頁が、賃料増額請求がなされた場合の増額部分についても賃借人が遅延利息の支払義務を負うか否かが争点となった事案において、「民法第四百十九条第二項ハ金銭債務ノ不履行正確ニ云ハ履行遅滞ニ因ル損害賠償責任ニ付テハ債務者ハ不可抗力ヲ以テ抗弁ト為スコトヲ得サル旨ヲ規定シタリ之ニ由レハ不可抗力ハ金銭債務ノ履行遅滞ニ因ル損害賠償ニ関スル限り免責事由ト為ラサルコト明白ニシテ金銭債務ノ履行遅滞ニ付テハ債務者ニ故意又ハ過失アリタルコトヲ要スルモノニ非ス故ニ右特則ハ金銭債務ノ履行遅滞ニ因ル損害賠償ニ付無過失責任ヲ認メタルモノト云ハサルヘカラス」と判示している。<sup>(88)</sup> その後は不可抗力免責の可否が争点となった事案自体が少くないようであるが、最判平成一一年六月一五日金法一五六号五六頁が、帰属に争いがある貯金債権について払戻請求がなされた事案において、金融機関は真の債権者からの払戻請求を受けた日の翌日から遅延損害金の支払義務を負うと判示しており、注目される。もともと、同判決は、当該払戻請求がなされた当時、既に貯金債権の帰属確認なし貯金の返還を求める訴訟が提起され、貯金債権の帰属が

争われていたのであるから、金融機関」としては、過失なくいずれの者が真の債権者であるかを確知することができなかったとしても、少なくともその時点で既に弁済供託をすることができたはずである」のに「そのとき直ちに弁済供託をすることなく、……〔真の債権者からの〕払戻請求を拒絶していたとするならば……、右払戻請求について履行遅滞の責めを免れず」としているところ、真の債権者からの払戻請求を受けてからも金融機関が遅延損害金の支払義務を負わないとされる余地を認めているようにもみえる。<sup>90)</sup>

また、金銭債務の不履行を理由とする解除に関しては、最判昭和三二年九月三日民集一一卷九号一四六七頁が、賃借人が賃料増額請求後の賃料を支払わなかったことを理由に賃貸人が賃貸借契約を解除した事案について、前掲大判昭和一七年一月一三日を引用して、「金銭債務の履行遅滞については債務者に故意または過失のあったことを要するものでないから、増減の意思表示が到達した後は客観的に定まった相当賃料の全額について賃料支払期限到来のときから債務者は当然履行遅滞の責を負わなければならない」と判示している。もつとも、同判決に対しては批判も大きく、四一九条三項は金銭債務の不履行を理由とする解除については適用されないと考えるべきだと主張がなされており、<sup>91)</sup>下級審判決には解除原因としての履行遅滞については同項を適用しないと判示するものもある。<sup>92)</sup>

#### (4) 小括

以上のようなわが国の議論をフランスにおける議論と比較してみると、次のような特徴があるといえよう。まず、金銭債務の不履行による損害賠償について不可抗力の抗弁が否定されていることと債権者の損害賠償債権が遅延利息に制限されていることが表裏の準則であるとの理解は、わが国における議論の大きな特徴である。このことは、現行四一九条一項の準則と同条三項の準則とが連動するものとして理解されていることを意味する。

また、債務者が金銭から利益を得ることができたことが強調されていることも特徴的である。そして、おそらくその結果、遅延利息の支払いについて不可抗力の抗弁を否定することには異論が少ないのに対して、債務不履行のその他の効果については不可抗力の抗弁を肯定すべきだとする見解も有力に主張されている。

以上に対して、フランスでは議論のある経済的不可抗力に関しては、ほとんど議論の俎上に載せられることがないまま、結論としてはこれを否定しているようである。

#### IV むすびに代えて

本稿は、金銭債務の不履行と不可抗力の抗弁との関係について、フランスにおける議論との比較を通じてわが国の議論の特徴を明らかにし、将来の議論への出発点を確認することを目的とするものであった。不十分ではあるものの以上の検討をふまえて、今後検討されるべき問題をいくつか指摘することで、むすびに代えたい。

わが国の議論の特徴、すなわち、金銭債務の不履行による損害賠償について不可抗力の抗弁が否定されていることと債権者の損害賠償債権が遅延利息に制限されていることが表裏の準則であるとの理解や、債務者が金銭から利益を得ることができたことが不可抗力免責を否定する理由として強調されていることに鑑みれば、そもそも金銭債務の不履行による損害賠償を遅延利息の支払いに限る準則の趣旨や正当性に関する検討をふまえずに、現行民法四一九条三項の解釈を展開することは難しいように思われる。そして、そのような検討をおこなうためには、遅延利息の性質を明らかにすることも必要になるだろう。<sup>93</sup>

また、経済的不可抗力に関しては、わが国においても結論としてこれを否定することには争いが無いとしても、法制

審議会民法（債権関係）部会における議論において、債務者が自身の失業、家族の入院、取引先の倒産、盗難、火事等により財産を失ったことが不可抗力に該当すると考えるのではないかとの懸念も示されていたことにも鑑みれば、経済的不可抗力を否定するべき理論的・実質的理由についても議論が深められるべきであろう。

残された課題は多いが、それらの検討については他日を期すこととしたい。

- (1) [3.1.17] 参照。なお、これに対し、民法改正研究会は、四一九条三項の維持を提案していた（三四七条三項）。
- (2) なお、民法第四一九条第三項を維持するという考え方がることが注記されていた（注2）。
- (3) Cass. com., 16 sept. 2014, n°13-20306.
- (4) フランス民法典は、「契約法、債務の一般制度および証拠に関する」二〇一六年二月一〇日のオルドナンス二二三号（Ordonnance n°2016-131 du 10 février portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations）によって大きく改正された。以下では、この改正前の条文は「旧〇〇条」、改正後の条文は「新〇〇条」と表記することとする。
- (5) 原始規定は、「一定の金額の支払いに限られる債務においては、履行の遅滞から生じる損害賠償は、法律により定まる利息の支払いのみに存する。但し、商事および保証に関する特別の準則（の適用）を妨げない。」（一項）、「この損害賠償は、債権者がなんらの損失を証明する義務を負うことなしに、義務付けられる。」（二項）、「この損害賠償は、請求の日からしか、義務付けられない。但し、法律がそれを当然に進行させる場合は、この限りでない。」（三項）と規定していた。なお、第一項については、一九〇〇年四月七日の法定利率に関する法律によって、「遅滞にある債務者が悪意によってその遅滞とは独立の損害を債権者に生じさせた場合には、債権者は、債権の遅延利息（*intérêts moratoires*）とは別個の損害賠償を得ることが出来る。」との例外が付加された（第四項）。その後、文言修正等が加えられているが（一九五九年一月七日のオルドナンス一四八号、一九七五年七月一日の法律六一九号、一九九二年七月一三日の法律六四四号、規定の本質的な内容に変更はない。なお、条文の翻訳にあたっては、法務大臣官房長官司法法制調査部編『フランス民法―物権・債権関係―』（法曹会、一九八二年）を参照した。
- (6) 「金銭債務の支払いの遅滞を理由とする損害賠償は、法定利率による利息に存し、付遅滞から起算される。」（一項）、「この損害賠償は、債権者がなんらの損失を証明する義務を負うことなしに、義務付けられる。」（二項）、「遅滞にある債務者が悪意によってその遅滞とは独立の損害を債権者に生じさせた場合には、債権者は、遅延賠償とは別個の損害賠償を得ることが出来る。」（三項）と規定している。

- (7) 「債務者が、不可抗力 (force majeure) または偶発事 (cas fortuit) の結果として、債務を負ったものを与え若しくは行うことを妨げられ、または禁じられたことを行ったときは、いかなる損害賠償も生じない」と規定していた。
- (8) 「債務者の制御が及ばず、契約締結時に合理的に予見することができず、かつその効果を適切な手段によって回避することができない事象が、債務者による債務の履行を妨げたときは、契約の分野における不可抗力が認められる。」(一項)、「障害が一時的である場合には、債務の履行は、その障害から生じる遅滞が契約の解除を正当化するのでない限り、停止される。その障害が終局的である場合には、契約は当然に解除され、当事者は一三五一条および一三五二一条に定める条件に従って、その債務から解放される。」(二項)と規定している。
- (9) 「給付を履行することの不能は、それが不可抗力事由に由来し、かつ終局的であるときは、その限度において、債務者を解放する。ただし、債務者がこれを引き受けることを合意していた場合、または債務者がすでに遅滞に付されていた場合は、その限りでない。」と規定している。
- (10) そのほか、旧一四七条は、「債務者は、必要がある場合には、その者の側になら悪意が存しない場合であっても、不履行がその者の責めに帰すことができない外在的事由 (cause étrangère) から生じたことを証明しないときはすべて、あるいは債務の不履行を理由として、あるいは履行の遅滞を理由として、損害賠償の支払いを命じられる」と規定していた。また、同条を一部修正した新二二二二一条は「債務者は、必要がある場合には、不可抗力によって履行を妨げられたことを証明しない限り、あるいは債務の不履行を理由として、あるいは履行の遅滞を理由として、損害賠償の支払いを命じられる」と規定している。いずれにおいても、不履行債務が金銭債務であるか否かは考慮されていない。
- (11) C.-B.-M. TOULLIER, *Le droit civil français, suivant l'ordre du code*, 4<sup>e</sup> éd., t. 6, 1824, n<sup>o</sup> 227 et s.; C. AUBRY et C. RAU, *Cours de droit civil français, traduit de l'allemand de C.S. ZACHARJE*, t. 2, 1839, pp. 322 et s.; A. DURANTON, *Cours de droit français suivant le Code civil*, 4<sup>e</sup> éd., t. 10, n<sup>os</sup> 467 et s.; A. M. DEMANTE, continué depuis l'article 908 par E. COLMET DE SANTÈRE, *Cours analytique de Code Napoléon*, t. 5, 1865, n<sup>os</sup> 64 et s.; F. LAURENT, *Principes de droit civil*, t. 16, 1875, n<sup>os</sup> 257 et s.; G. BAUDRY-LACANTINÈRE, *Précis de droit civil*, t. 2, 1883, n<sup>o</sup> 853; L. LAROMBIÈRE, *Théorie et pratique des obligations*, nouvelle éd., t. 2, 1885, pp. 8 et s.; T. HUC, *Commentaire théorique et pratique du Code Civil*, t. 7, 1894, n<sup>o</sup> 143 et s.
- (12) もっとも、シャルル・ドゥモロンフの基本書には、次のような記載があり、注目される。ドゥモロンフによれば、不能が「個人的に相対的な」場合、すなわち、「債務の履行がそれ自体としては不可能ではなく、他の者にとっては履行可能な場合」には、当該不能は、債務者に帰責され得ない外在的事由によるものだとはいえない。そして、相対的不能が契約当時から存在していた場合のみならず、契約締結後に生じた場合にも、債務者は免責されない。例えば、契約締結時には一〇〇〇〇フランの財産を有していたが、その後倒産によりこれを失くしたために債務を履行できなくなっ

た債務者は、不履行が外在的事由によるものだと主張できないから、なお損害賠償義務を負う、と。もともと、ドゥモロンブは、不履行債務が金銭債務であるか否かによって扱いを異にしてゐるわけではなく（C. DEMOLOMBE, *Traité des contrats ou des obligations conventionnelles en général*, t. 1, 1868, n<sup>os</sup> 546 et s., spéc. n<sup>o</sup> 549 et 550）。

また、時代は下るが、ジャン・ラドゥアンは、一九二〇年に公刊した「偶発事および不可抗力」と題するテーゼのなかで、金銭に完全な代替性があることを理由に、金銭債務の債務者は履行不能を一切援用し得ないと主張している。ラドゥアンによれば、このことは、倒産が、それを生じさせた状況がどのようなものであれ、債務者にとって不可抗力を構成し得ないこととの理由の一つである（J. RADOUANT, *Du cas fortuit et de la force majeure*, these Paris, 1920, pp. 37 et s., spéc., pp. 44 et 45）。

- (13) A. COLIN et H. CAPITANT, *Cours élémentaire de droit civil français*, t. 2, 1915, p. 26.
- (14) 不可抗力の要件については、拙稿「フランスにおける不可抗力の予見不能性要件をめぐる最近の動向」同志社法学五九卷三号一六一七頁（二〇〇七年）を参照。

(15) Cass. 3<sup>e</sup> civ., 19 avril 1972, n<sup>o</sup> 71-10505.

(16) CA Orléans, 25 oct. 1973, D. 1974, 66, note H. SOULEAU.

(17) Cass. 3<sup>e</sup> civ., 10 avr. 1975, n<sup>o</sup> 74-10379.

(18) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 10 févr. 1998, n<sup>o</sup> 96-13316.

なお、同判決では、XY間の契約における「契約は、署名により終局的なものとなり、受講料は全額支払われなければならない。理由のいかんを問わず、その取消しは認められない」との条項の不当条項該当性も問題となった。破毀院は、これを不当条項に該当するとした原審の判断を支持し、この点に関するXの破毀申立も棄却してゐる。

(19) Cass. 3<sup>e</sup> civ., 17 févr. 2010, n<sup>o</sup> 08-20943.

(20) 「貸借に挿入された当然の解約を定める条項はすべて、不奏功のままとなつた弁済催告（commandement）から一か月後にしか、効果を生じない。弁済催告にはこの期間が記載されなければならないならず、記載がない場合には無効となる」（一）項、「民法典二三四三―五條に定める形式および条件でなされた請求を受けた裁判官は、既判力ある司法判断によって解約が確認されたまたは宣言されていなくない場合には、期間を付与して、解約および解約条項の効果を停止することができる。解除条項は、裁判官の定める条件によって解放されたときには、作用しない」（二）項。

(21) 同旨を指摘するもG. JAMIN, note sous Cass. 1<sup>re</sup> civ., 10 févr. 1998, *JCP éd. G.* 1998, I, 155が否。なお、P. JOURDAN, obs. sur Cass.

金銭債務の不履行と不可抗力の抗弁

同志社法学 六八巻七号 八一九（二九六七）



1<sup>er</sup> civ., 10 févr. 1998, *RTD civ.*, 1998, 691, 参照。

また、一九九八年判決については、コースの概念によつてこれを正当化しようと試みる論者も存在する (D. MAZEHAD, note sous Cass. 1<sup>er</sup> civ., 10 févr. 1998, *D.*, 1998, 541)。

(22) 二〇一六年改正後は、新二二八条二項により、不可抗力による履行不能が終局的な場合には、契約は当然に解除されることが明らかにされてゐる (前掲注 (8) 参照)。

(23) Voy. P.-H. ANTONMATTEI, *Contribution à l'étude de la force majeure*, LGDJ, 1992, n° 223.

(24) C. GRIMALDI, La force majeure invoquée par le créancier dans l'impossibilité d'exercer son droit, *D.*, 2009, 1298.

(25) *Ibid.*, n° 7.

(26) *Ibid.*, n° 8.

(27) なお、グリマルディは、裁判官が個々の事案に応じて、当事者のどちらが危険を負担すべきか、あるいは分担すべきかを決することができるもの考え方を支持している。このような考え方によれば、不可抗力によつて契約は消滅するが既履行給付の返還は一部しか認めないといった中間的な解決も可能となるので、伝統的な意味でも、常に債務者のみが危険を負担するものにはならなく (*ibid.*, n° 15 et 16)。

(28) *Ibid.*, n° 9.

(29) G. SOUSI, La spécificité juridique de l'obligation de somme d'argent, *RTD civ.*, 1982, 514, n° 51. Voy. aussi, B. STARCK, H. ROLAND et L. BOYER, *Contrat*, 6<sup>e</sup> éd., Litec, 1998, n° 1189 ; G. VINEY et P. JOURDAIN, *Traité de droit civil Les conditions de la responsabilité*, 4<sup>e</sup> éd., LGDJ, 2013, n° 399 ; C. LARROUMET et S. BROS, *Les obligations. Le contrat*, 7<sup>e</sup> éd., Economica, 2014, n°s 54, 614 et 724.

(30) H. ROLAND et L. BOYER, *Adage du droit français*, 4<sup>e</sup> éd., Litec, 1999, n° 151.

(31) J. CARBONNIER, *Droit civil. Les biens. Les obligations*, Quatrième / PUF, 2004, n° 1078.

(32) O. DESHAYES, note sous Cass. com., 16 sept. 2014, *RDC*, 2015, 27.

(33) V. MAZEHAD, note sous Cass. com., 16 sept. 2014, *JCP éd. G.*, 2014, 1976.

(34) J. FRANÇOIS, note sous Cass. com., 16 sept. 2014, *D.*, 2014, 2217, n° 7.

(35) 同註(3)註釋(2)の H. BARBIER, note sous Cass. com., 16 sept. 2014, *RTD civ.*, 2014, 890.

(36) Cass. 1<sup>er</sup> civ., 23 avril 1969, n° 65-13658. トマンント同註(3)註釋(2)の註釋 (cass. 1<sup>er</sup> civ., 23 avril 1969, n° 66-11263) を引用しているが、以下では



前者のみを紹介する。

- (37) J. FRANÇOIS, *supra* note (34).
- 同旨の説明をするものとして J. FLOUR, J.-L. AUBERT et E. SAVAUX, *Les obligations*, 3. *Le rapport d'obligation*, 9<sup>e</sup> éd., Sirey, 2015, n<sup>o</sup> 217 も参照。
- (38) 新二二八四条。「本人として債務を負った者はいかなる者であっても、その現在および将来のすべての動産および不動産によって、その義務を履行する義務を負う」と規定している。
- (39) 「何人も、公益 (utilité publique) を原因とし、正当かつ事前の補償を受ける場合でなければ、その所有権を譲渡することを強制されない。」
- (40) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 23 avril 1969, n<sup>o</sup> 66-12712 ; n<sup>o</sup> 66-10107.
- (41) J. FRANÇOIS, *supra* note (34), n<sup>o</sup> 4.
- (42) *Ibid.*, n<sup>o</sup> 7.
- (43) フランソワは、このことから、二〇一四年判決の一般的な定式は行き過ぎたとしている (*ibid.*, n<sup>os</sup> 8 et s.)。
- (44) その理由は定かではないが、遅延利息は付遅滞の時からしか起算されないことや (新二二二一六条一項)、恩恵的猶予 (délai de grâce) が認められていること (新二二四三―五条) が関係しているのかもしれない。もっとも、恩恵的猶予については、猶予期間中も付遅滞の効果は維持されるから、通常は、遅延利息は発生し続けることになる (J. ISSA-SAFEGH, *J.-Cl. civil code*, Art.1235 à 1248, fasc. 40, n<sup>o</sup> 117)。ただし、消費者信用売買については、猶予期間中に遅延利息が発生しないことがある (消費法典 I、三三二―二二条一項)。
- なお、恩恵的猶予については、町村泰貴「恩恵的債務猶予の現代的意義：一九九一年のフランス民法二二四四条改正について」商学討究四六巻四号一一九頁 (一九九六年) を参照。
- (45) P. MALAURIE, note sous Cass. 1<sup>re</sup> civ., 20 févr. 1973, *D.* 1974, 37, spéc. pp. 39-40.  
」の表現はフィリップ・マロリーの独自の比喩的表現であり、その寓意は必ずしも定かではないが、(ネズミが家の柱をかじるように) 社会主義思想が民法典の基本的な支柱を知らぬ間に蝕んでいることを意味しているものと思われる。
- (46) G. DURRY, obs. sur Cass. 3<sup>e</sup> civ., 19 avril 1972, *RTD civ.* 1973, 581.
- (47) G. DURRY, obs. sur Cass. 3<sup>e</sup> civ., 10 avril 1975, *RTD civ.* 1975, 151.
- (48) ハンセン立場に立つものとして H. SOULÉAU, note sous Cass. 3<sup>e</sup> civ., 19 avril 1972, *D.* 1973, 205 ; note sous CA Orléans, 25 oct. 1973, *D.* 1974,

金銭債務の不履行と不可抗力の抗弁

同志社法学 六八巻七号 八二二（二九七〇）

66)がある。もともと、不可抗力の要件を充足することは実際上ほぼ不可能だとする。

(49) 同旨の主張については、P. MALAURIE, L. AYNES et P. STOFFEL-MUNCK, *Droit des obligations*, 7<sup>e</sup> éd., LGDJ, 2015, n° 954が参考。

(50) V. MAZEAUD, *supra* note (33), p. 1975.

(51) ヨーロッパ契約法原則（PECL）八：一〇八条および共通参照草案（DCFR）III 3:104条の適用範囲に関するコメントを参照。PECLの邦語訳としては、オーレ・ランドー・ビュール編「潮見佳男ほか監訳」『ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ』（法律文化社、二〇〇六年）が、DCFR概要版の邦語訳としては、クリスティアン・フォン・バルほか編「窪田充見ほか監訳」『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則——共通参照草案（DCFR）』（法律文化社、二〇一三年）がある。

(52) 新二二二一六条。規定内容については、前掲注（6）を参照。

(53) S. BERTOLASO, *J.-Cl. civil code*, Art. 1146 à 1155, fasc. 20, n° 8.

(54) 原因なき利得の返還は、一般に「*de in rem verso*」訴訟「*でも呼ばれ*」、二〇一六年改正前の民法典には明文の規定がなかったものの、判例によって認められてきた（その概要については、さしあたり、拙稿「フランスにおける『原因なき利得（*enrichissement sans cause*）』の概要」『民商法雑誌』四五巻四・五号四一八頁（二〇一二年）を参照）。

改正後の民法典には、「その他の債務発生原因」と題する小章（*sous-chapre*）の中に、「正当化されなず利得（*enrichissement injustifié*）」と題する節（*chapitre*）が新設されている（新二二〇三条から新二二〇三二条まで）。

(55) R. LIBHABER, *Recherches sur la monnaie en droit privé*, LGDJ, 1992, n° 480 et 481.

(56) 翻訳は、プロジエ第二版財産編の翻訳である『再国民法草案』によった。なお、プロジエ初版、第二版、新版の間で内容に変更は加えられていない。

(57) プロジエに示されている理由は、旧民法財産編二九二条の立法理由にも再録されている（*Code civil de l'empire du Japon, accompagné d'un exposé des motifs*, t. 2, 1891, pp. 542-543）。

(58) M. G. BOISSONADE, *Projet de Code civil pour l'empire du Japon accompagné d'un commentaire*, 2<sup>e</sup> éd., t. 2, 1893, n° 328.

(59) 財産編三九一条一項が「遅延ノ損害賠償」のみを問題としていることはその表れである。

(60) 金銭債務は「定量物」を目的とする債務であるから、不可抗力によってその目的が消滅することはないし、たとえ不可抗力によって交通が遮断したために債務者が履行遅滞に陥ったとしても債務者はその遅延の期間その弁済すべき金銭を利用して利益を得たのであるから遅延利息を負担すべきだと主張が紹介されている。

- (61) 井上正一『民法正義財産編第二部卷之二』五六五、五六六頁（新法註釈会）。
- (62) 本野一郎ほか（ボアソナード調定・富井政章校閲）『日本民法義解合巻ノ一』八三六、八三七頁（二八九〇年）。
- (63) 本野ほか・前掲注(62)八三七〜八三九頁。
- (64) 磯部四郎『大日本新民法釈義』一六九四頁（長嶋書房、一九九一年）。
- (65) 法典調査会議事速記録一八卷一〇〇丁表以下。
- (66) 梅謙次郎『民法要義卷之三債権編』六四頁（明法堂、一八九七年）。
- (67) 岡松參太郎『再版註釈民法理由下巻』九八頁（有斐閣書房、一八九七年）。なお、同『無過失損害賠償責任論』四〇二頁（京都法学会、再版、一九二二年）も同旨。
- (68) 松波仁一郎ほか『帝国民法正解債権』二六四頁（日本法律学校、一八九七年）。
- (69) 不可抗力の抗弁が否定される理由について特に説明を加えないものも散見される（富井政章『民法原論第三卷債権総論上』二六二頁（有斐閣、一九二九年）、岡村玄治『債権法総論』五五頁（巖松堂、一九二四年）、鳩山秀夫『日本債権法総論』八四、八五頁（岩波書店、四十五版、一九二三年））。
- (70) 本文中に挙げたもののほかにも、磯谷幸次郎博士は、金銭は当然に法定利率または約定利率に相当する利益を生じるものとみなされるので「期限ニ弁済セサルトキハ債務者ハ之ニ相当スル利益ヲ不当ニ得タルモノト看做スヘキ」であることに加えて、「金銭債務ノ不履行ニ付テハ現実債権者ノ被リタル損害ノ多少ヲ問ハス其賠償請求權ノ範圍ヲ法定利率又ハ約定利率ニ制限シタルヲ以テ、他ノ一面ニ於テハ債務者ヲシテ其過失ノ有無ヲ問ハス之方遅延利息ヲ支払ハシムルコトヲ為シ、以テ相互ノ權衡ヲ得セシメタルモノ」だとしている（磯谷幸次郎『債権総論大要』一五四、一五五頁（清水書店、一九二八年））。
- (71) また、横田博士によれば、債務者が常に遅延利息の支払義務を負うとしても債務者が非常に不利な地位に陥るとはいえない。というのも、一方で、債務者が現に債務の履行に必要な金額を所持している場合には債権者に支払うまでの間にこれを利用して利益を得ることができ、他方で、債務者が他から借入れをして弁済をしなければならぬ場合にはその借入金に対して利息を支払う必要があるからである（横田秀雄『債権総論』三五六、三五七頁（清水書店、一九〇八年））。
- (72) 中島玉吉『民法釈義卷之三債権総論上』五七八頁（金刺芳流堂、三版、一九二二年）。
- (73) 石坂音四郎『債権総論上巻』五〇八、五〇九頁（有斐閣、十二版、一九二四年）。なお、同『民法研究第二巻』五三頁（有斐閣、一九一三年）も同旨。

金銭債務の不履行と不可抗力の抗弁

金銭債務の不履行と不可抗力の抗弁

同志社法学 六八巻七号

八二四 (一九七二)

(74) 勝本正見『債権総論上巻』二二三頁(嚴松堂、訂正三版、一九三四年)。

(75) 石田文次郎『債権総論講義』一〇〇、一〇二頁(弘文堂、十一版、一九四一年)。

(76) これに対し、債権者の損害賠償債権を遅延利息の制限することの当否については一定の議論がある(能見善久「金銭債務の不履行について」加藤一郎編『民法学の歴史と課題』一九二頁(東京大学出版会、一九八二年)、窪田充見「金銭債務の不履行と損害賠償」問題分析の視角―奥田昌道先生還暦記念『民事法理論の諸問題』下巻、三二七頁(成文堂、一九九五年)等)。

(77) 金銭債務の履行遅滞による損害賠償について不可抗力免責が否定されることについて、特段の正当化根拠を示さないものも多い(於保不二雄『債権総論(新版)』一五二頁(有斐閣、一九七二年)、我妻栄『新訂債権総論』一三六、一三七頁(岩波書店、一九六四年)、星野英一『民法概論Ⅲ(債権総論)(補訂版)』六〇頁(良書普及会、一九九二年)、奥田昌道『債権総論(増補版)』四八頁(悠々社、一九九二年)、中田裕康『債権総論(第三版)』一八六頁(岩波書店、二〇一三年)。

(78) 平井宜雄『債権総論(第二版)』一一〇頁(弘文堂、一九九四年)、内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権(第三版)』一五五頁(東京大学出版会、二〇〇八年)、潮見佳男『フラクティス債権総論(第四版)』一六二頁(信山社、二〇一二年)。

(79) 前田達明『口述債権総論(第三版)』二二四頁(成文堂、一九九三年)。

(80) 内田・前掲注(78)一七〇頁。

(81) 平井・前掲注(78)一〇頁、前田・前掲注(79)二二四頁、中田・前掲注(79)一八六頁。なお、古くは、岡村・前掲注(69)五六頁もこのことを指摘していた。

(82) このほか、金銭債務の不履行についてはその他の債務の不履行の場合よりも免責が認められる範囲を狭く解するべきだとの意見が出されており(第三回会議事録五〇、五一頁(三上発言))、これを受けて、金銭債務の不履行については、一切の免責を認めない(四一九条三項を維持する)ものとする案(甲案)および債務不履行の一般原則による免責を認める(四一九条三項を削除する)ものとする案(丙案)のほかに、「債務不履行の一般原則より限定された事由(例えば、不可抗力)のみを免責事由とするものとする」案(乙案)も出されていた(部会資料三四)。

(83) 第三八回会議事録三九頁(能見発言)。

(84) 第三八回会議事録四〇頁(野村発言)、同頁(能見発言)。

(85) 法制審議会民法(債権関係)部会第三分科会第三回会議事録七、八頁(鎌田発言)。また、従来から遅延利息の賠償は不当利得に近いことを指摘するものとして、能見善久「金銭の法律上の地位」星野英一編集代表『民法講座別巻二』二三九頁(有斐閣、一九九〇)。

- (86) 第三八回会議議事録四〇、四一頁(道垣内発言)。
- (87) 第三八回会議議事録四〇頁(能見発言)参照。
- (88) 同判決に対しては異論は少ない(末川博「判批」民商法雑誌一七巻四号三六七頁(一九四三年)、林千衛「判批」法学協会雑誌六一巻四号五八六頁(一九四三年)参照)。
- (89) 近時の裁判例では、東京地判平成二〇年一月三十一日 WestlawJapan 文献番号2008WJPC10318003があるくらいである。同判決は、貸金債務の不履行について債務者に帰責性がないとの主張がなされた事案について、「金銭債権については不可抗力の抗弁はあり得ないところであり(民法四一九条三項)、失当というほかない」と判示した。
- (90) 同旨の指摘として景浦直人「判批」判タ一〇三六号六九頁(二〇〇〇年)があり、大阪高判平成二〇年二月三日金判一〇四九号一九頁との類似性が指摘されている。
- (91) 稲本洋之助「判批」法協七六巻三三九二頁(一九六〇年)、長尾治助「債務不履行の帰責事由」一九九頁以下(有斐閣、一九七五年)、奥田昌道編『新版注釈民法(二〇)Ⅱ債権(一)債権の目的・効力(二)五六三頁(能見善久)(有斐閣、二〇一二年)。
- (92) 名古屋高判昭和三九年五月二十九日下民一五巻五号一二六〇頁。また、東京地判平成二二年九月一〇日 WestlawJapan 文献番号2010WJPC109108017も「結論としては解除を認めているもの、「本件売買契約締結後……の経済状況の悪化が極めて深刻なものであったとしても、金銭債務の履行は直接的には債務者の支払意思及び能力に係るものといわざるを得ず、本件売買契約の代金支払債務について、上記事実を不可抗力ということができない」としており、仮に不可抗力に該当するのであれば解除を不許とする余地を認めるものだといえよう。
- (93) この問題については、フランスにおいて、注目すべきテーズが現れているが(F. GREAU, *Recherche sur les intérêts moratoires*, Defrenois, 2006)、フランスにおける議論の検討も含め、今後の課題とした。
- (94) 第三八回会議議事録三九頁(村上発言)。

※ 本稿は、JSSPS 科研費(基盤研究(A)、課題番号15H01924)による研究成果の一部である。